

# 人権方針

当公庫は、使命である「政策金融の担い手として、安心と挑戦を支え、共に未来を創る。」を実現するうえで、人権尊重を経営における重要課題と認識し、事業活動の全てにおいて、人権尊重の責任を果たす努力を行うことを約束します。

また、本方針は取締役会で決議され、必要に応じ見直しを行います。

## 1. 国際規範の尊重

事業活動を行う地域で適用される法令を遵守し、「世界人権宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」など、人権に関する国際規範を尊重します。

## 2. 適用範囲

本方針は、当公庫の全ての役職員に適用されます。

また、お客さまやサプライヤーなど各ステークホルダーの皆さまに、本方針の趣旨をご理解いただくよう努めてまいります。

## 3. 役職員の人権尊重

全ての役職員の人権を尊重し、職員一人ひとりにとって働きやすい職場づくりに努め、いかなる場面においても、人種、性別、国籍、信条、宗教、障がいの有無、性的指向、性自認、年齢、門地、健康状態等による差別やセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等のハラスメント行為などの人権侵害を容認しません。

## 4. お客さまとの協調

全てのお客さまの人権を尊重し、商品・サービスの提供にあたり差別的な取扱いのないよう努めるとともに、お客さまにおいて人権への負の影響が確認された場合には、適切な対応に努めます。

## 5. サプライヤーとの協調

全てのサプライヤーの人権を尊重し、サプライヤーにおいて人権への負の影響が確認された場合には、適切な対応に努めます。

## 6. 救済措置

当公庫の役職員や商品・サービスが、人権への負の影響を引き起こした、あるいは助長したことが明らかとなった場合、その救済に取り組みます。

## 7. 啓発活動

本方針を役職員に周知し、役職員に対する人権研修の実施等を通じて、役職員が人権に関する正しい理解と認識を得られるよう努めます。